

あいふるケアレンタルショップ運営規程

[指定（介護予防）福祉用具貸与事業]

（事業の目的）

第1条 有限会社あいふるケアが開設するあいふるケアレンタルショップ（以下「事業所」という。）が行う特定（介護予防）福祉用具貸与事業（以下「事業」という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の専門相談員（介護福祉士、義肢装具士、保健婦、保健師、看護婦、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士又は厚生労働大臣が指定した講習会の過程を終了した者、若しくは都道府県知事がこれと同等以上の講習を受けたと認める者）が、要介護状態又は要支援状態にある高齢者に対し、適正な特定（介護予防）福祉用具貸与サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条

1. 事業の実施にあたっては、利用者の意志、及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
2. 事業所の専門相談員は、利用者がその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが出来るよう、利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえた適切な福祉用具の選定の援助・取りつけ・調整等を行い、福祉用具を貸与することにより利用者の日常生活の便宜を図り、その機能訓練に資すると共に利用者を介護するものの負担の軽減をはかる。
3. 事業の実施に当たっては、地域との結び付を量視し、市町村・他の居宅サービス事業者・その他保険医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

名 称 あいふるケアレンタルショップ

所在地 愛知県田原市田原町殿町 16-10

（職員の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数、及び職務内容は次のとおりとする。

1. 管理者 1 名 常勤兼務、専門相談員と兼務、他の事業に兼務（指定福祉用具貸与及び指定介護予防福祉用具販売）

管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行うと共に、自らも福祉用具貸与サービスの

の提供にあたる。又、委託事業者との連携をスムーズに行えるよう、調整をはかる。

2. 専門相談員 2名以上 （常勤換算）

他の事業に兼務 （特定福祉用具貸与及び特定介護予防福祉用具貸与）

専門相談員は、特定福祉用具販売計画（介護予防福祉用具貸与計画）の作成・変更を行い、指定福祉用具

貸与及び、指定介護予防福祉用具貸与の提供にあたる。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次の通りとする。

1. 営業日

月曜日から土曜日までとする。

ただし、12月30日～1月3日迄を除く。

2. 営業時間

午前9時から午後5時30分までとする。

（福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用料とその他費用の額）

第6条 福祉用具の提供方法、取扱う種目及び利用者とその他費用の額は次の通りとする。

1. 福祉用具の提供方法

（1）指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の心身の状況、希望、及びその置かれている環境を踏まえ、福祉用具が適切に選定され、かつ使用されるよう、専門的知識に基づき相談に応じ、目録等の文書を示して福祉用具の機能、使用方法、利用料等、選択を提供し、個別の福祉用具の貸与に係る同意を得る。

（2）指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、貸与する福祉用具の機能、安全性、衛生状況に関し、点検を行う。

（3）指定（介護予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者の身体状況等に応じて福祉用具の調整を行うと

共に当該福祉用具の使用方法、使用上の留意事項、事故時の対応等を記載した文書を利用者に交付し、十

分な説明を行った上で、必要に応じて利用者に実際に当該福祉用具を使用させながら使用方法の指導を

行う。

（4）指定（会議予防）福祉用具貸与の提供に当たっては、利用者からの要請等に応じて、貸与した福祉用具の使用状況を確認し、必要な場合には使用方法の指導、修理など行う。

2. 取扱う種目及び利用料とその他費用の額

（1）この事業所において取扱う福祉用具貸与の種目は、厚生労働大臣の定める全種目とする。

指定（介護予防）福祉用具貸与に係る福祉用具の種目に基づいた別紙目録掲載種目の通りとし、当該指定

（介護予防）福祉用具貸与が法廷代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。なお、利用料につ

いては、契約時に交付される「レンタル（貸与）サービス利用契約書」にも記載される。

（2）通常のサービス提供地域を超えて行う福祉用具貸与サービスについては別紙目録の通りとし、通常の利

用料と共に、契約時に交付する「レンタル（貸与）サービス利用契約書」にも記載する。

(3) 福祉用具の搬入に特別な措置が必要な場合には、当該措置に要する費用の支払いを利用者から受ける。

(4) 利用者の都合により、利用中の福祉用具の移動を行う場合の費用の額は、別紙目録の通りとし、利用者から支払いを受ける。

(5) 前記の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受ける。

(故障・不具合・事故・苦情・その他の問い合わせ)

第7条 故障・不具合・事故・苦情・その他福祉用具使用上の不明な点等の問い合わせを契約書と共に配布さ

れる「レンタルサービス利用契約書」に明記する。受付時間・曜日もあわせ明記する。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、田原市、豊橋市とする。

(その他の運営についての留意事項)

第9条 指定（介護予防）福祉用具貸与事業所は、以下の条項留意して事業を行う。

1. 研修

(1) 採用時研修を入社6ヶ月以内に実施する。

(2) 継続研修を年6回（年間12時間以上）実施する。

2. 秘密の保持

(1) 従事者は業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を他に漏らしてはならない。

(2) 従業者であった者は、業務上知り得た利用者又は、その家族の秘密を保持させる為、従事者でなくなった

後においてもこれからの秘密を保持すべき旨を、遵守させる。

(3) サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意をあらかじめ文書で得る。

3. 非常災害対策

当事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、その他必要な訓練を行う。また、別途業務継続計画を作成する。

4. 虐待の防止

事業所は、利用者の人格を尊重する視点に立ったサービスに努め、虐待防止に次の措置を講じる。

また、虐待を受けている恐れがある場合には、直ちに防止策を講じ区市町村へ報告する。

(1) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における虐待の防止の為、指針を整備する。

(3) 事業所において、従事者に対し、虐待の防止の為研修を定期的実施する。

(4) 上記措置を適切に実施する為、担当者を置く。

5. 衛生管理等

事業所は、感染症又は食中毒の予防及び蔓延の防止の為に、感染症対策指針を作成し、平常時の対策及び発生及び発生時の対応についての管理体制を確保し、感染症対策委員会を設置して定期的に開催する。職員は感染症マニュアルに基づきシミュレーション訓練など必要な訓練を行う。また、別途業務計画を作成する。

6. 掲示及び目録の備え付け

(1) 事業所の見やすい場所に運営規定の概要を掲示し、サービス利用申込者の居宅サービスの選択に資するように努める。

(2) サービス利用申込者のサービスの選択に資するよう、取り扱う福祉用具の品名品目、利用料金等を記載した目録を事業所に備え付ける。

7. 指定（介護予防）福祉用具貸与を求められた場合には、受給資格等を確認する。又、認定審査会意見が付されている場合には、審査会意見に配慮して指定介護予防福祉用具を提供する。

8. 正当な理由なく指定（介護予防）福祉用具貸与サービスの提供を拒んではならない。

9. 自社によるサービスの提供が困難の場合には、速やかに他の指定（介護予防）福祉用具与事業者を紹介する等の措置を講ずる。

10. 要支援認定を受けていない利用申込者に対しては、当該利用者の意向を踏まえ速やかに申請が行われるよう必要な援助を行う。又、必要に応じて、更新申請も視野に入れて援助を行う。

11. 利用申込者が法廷代理受領サービスの提供を受けるための援助を行う。

12. 居宅サービス計画が作成されている場合には、計画に沿ったサービスを提供すると共に、利用者に計画変更の意志があるときは必要な援助を行う。

13. 従事者身分証明書を常時携行させ、利用者又はその家族から提示を求められた時は、これを提示する。

14. 法廷代理サービスに該当しない指定（介護予防）福祉用具貸与の利用料の支払いを受けた場合には、利用者が保険給付請求に必要とするサービス提供証明書を発行する。

15. 指定（介護予防）福祉用具貸与を受けている利用者が正当な理由なしに利用に関する指示に従わず要支援状態を増進させたと認められる場合、あるいは不正な行為により保険普及を受け、又は受けようとしている場合には、遅滞なく意見を付してその旨を市町村に通知する。

16. 福祉用具の消毒及び保管については、次の事業所に委託する。

(1) フランスベット 株式会社

東京都明島市中神町 1148 番地 5

(2) 株式会社 浜徳商事

静岡県浜松市野田 533-2

(3) 株式会社 ヒガシトゥエンティワン

大阪府大阪市中央区内久宝寺町 3 丁目 1 番 9 号

(4) 大木産業 株式会社

愛知県豊川市牛久保町城下 73

(5) 株式会社 日本ケアサプライ

東京都港区芝大門 1 丁目 1 番 30 号

(6) プライムケア愛知 株式会社

愛知県岡崎市中町字東丸根 57 番地 1

17.この規程に定める事項以外、運営に関する重要事項は、(有)あいふるケアと、あいふるケアレンタルショップの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は令和 6 年 3 月 25 日から施行する。